ユアサイドニュース 11 月号

協会けんぽでは、被扶養者の資格を確認するため、令和 8 年 10 月下旬から 11 月中旬にかけて、協会けんぽから順次「被扶養者状況リスト」が事業主宛に郵送される予定です。

こちらのリストは、令和 8 年 9 月 19 日時点の登録情報に基づき、全事業所の中から確認が必要な対象者がいる事業所へのみ発送されます。

健康保険の被扶養者の認定要件については、R07 年度の税制改正において、就業調整の観点から行われた特定扶養控除の見直しを踏まえ、税制改正の趣旨と整合性を取るために見直しが行われました。以下、改めて被扶養者の認定要件を確認致します。

«被扶養者認定要件»

下記 3 つの要件を満たす必要があります。

国内居住要件

日本に住民票があること

同居要件

・配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母、祖父母、曽祖父母

→同居要件なし（収入要件のみあり）

・配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母、祖父母、曽祖父母以外の 3 親等以内の親族

→同居要件あり。

※内縁関係の場合も同居が必須

※同居とは住居を共にしていることであり、同一戸籍内である必要はない

収入要件

扶養認定時において、1 年間の収入見込みが

→60 歳以上または厚生年金法の障害年金受給要件に該当する場合は 180 万円未満

→毎年 12/31 時点で 19 歳以上 23 未満の場合（配偶者を除く）は 150 万円未満

→上記以外は 130 万円未満

かつ、被保険者の収入の 2/1 未満であること

«協会けんぽの被扶養者状況リストの確認対象となる被扶養者の要件»

① 健康保険の資格が重複している可能性が高い方

② 同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している

可能性が高い方

③　令和 7 年中の課税収入額が 130 万円（60 歳以上の場合は 180 万円、19 歳以上 23 歳未満かつ配偶者でない場合は 150 万円）以上である可能性が高い方（令和 8 年 4 月 1 日時点で 18 歳未満の方を除く）

上記①については、被扶養者が就職により資格を喪失しているにもかかわらず、事業主へ報告が漏れており、喪失手続きがなされていない場合などが該当します。

上記②に該当する場合、直近一カ月分の仕送り状況が分かる書類（通帳の写し、振込明細書、現金書留の控え等）が必要となります。別居とは住民票の住所が異なることを指します。

上記③については、健康保険では扶養認定時に将来の見込み収入額（通勤費含む）を確認しますが、扶養状況リストでは前年度の課税収入（通勤費除く）実績が上記記載額を超えている場合に確認が行われます。18 歳未満については収入要件の確認は行われていません。年間収入には年金以外にも雇用保険の失業給付や、健康保険の傷病手当金も収入となりますのでご注意ください。

また、勤務先における一時的な繁忙により、収入増となった場合は、年金強化パッケージにおける、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書を協会けんぽへ提出し、扶養の認定を継続することが出来ます。ただしこの特例は時限措置のため、２回までの利用となっており、３年連続の収入増の場合は扶養解除のお手続きが必要となります。

扶養者状況リストの対象者については、扶養認定要件に該当するか個々に確認を行い、削除が必要な場合は速やかにお手続きを行うと共に、期限内にリストを返送しましょう。

また、被扶養者確認リストの有無に関わらず、扶養状況に変更が生じた場合は報告するよう、定期的に社内アナウンスをしておくことが重要です。